

グループホーム つむぐ 重要事項説明書

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（大阪市指定 第 2790800482 号）

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。但し、要支援1の方は利用できません。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 ふれあい共生会
代表者氏名	川嶋 初音
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	大阪府大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号 TEL 06-6699-1900 FAX 06-6699-1990
法人設立年月日	1994年11月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム つむぐ
介護保険指定 事業所番号	2790800482
事業所所在地 （連絡先及び電話番号等）	大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号 花未来プラザ3階 グループホームつむぐ TEL 06-6699-7700 FAX 06-6699-1990
開設年月日	2020年3月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、地域の一員として普通に家庭的な生活がおくれるように適切な指定認知症型共同生活介護の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運 営 の 方 針	法人の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、家庭的な環境の中、地域住民との交流の下、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。支援を行うものとする。 ・何らかの理由により地域社会で生活することが困難となった人たちを温かく迎える。 ・「花も嵐も乗り越えてきた」人達の個性を尊重し、利用者が自らの人生、生き方を自主的につくり出す共同生活の場とする。 ・何よりも「人間としての尊厳」を大切にする。 ・自信と誇りを持って地域や社会の活動に参加し、家庭生活に復帰できることを目指す。
-----------	---

(3) 事業所の施設概要

建築	重量鉄骨構造地上 4 階建	591.97 m ²
敷地面積	1074.57 m ²	
開設年月日	2020 年 3 月 1 日	
ユニット数	2 ユニット	

＜主な設備等＞

面 積	566.04 m ²
居 室 数	1ユニット 9室 1部屋につき 13.67 m ²
台 所	1ユニットにつき 1箇所
居間・食堂 (共同生活室)	68.58 m ²
ト イ レ	1ユニットにつき 10箇所 (各個室に1つと共用トイレ)
浴 室	10.61 m ² (脱衣所含む)
事 務 室	11.71 m ²

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日中時間帯	6 時～21 時
利用定員内訳	18名 1ユニット9名 2ユニット9名
窓口受付時間	9：00～20：00（緊急時は24時間対応可）

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 中平 俊介
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常 勤 1 名 介護従事者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常 勤 2 名 介護従事者と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	12 名以上 常 勤 6 名 非常勤 6 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1 週間に 2 回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、レクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		健康状態を観察し、必要に応じて連携している医療機関に受診します。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《（介護予防）認知症対応型共同生活介護費》

※要介護度に応じて料金は異なります。

2024年4月現在

要介護度	介護給付費 単位(日)	介護保険自己負担額 (1ヵ月30日間の場合)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	749	24,087 円	48,175 円	72,263 円
要介護1	753	24,216 円	48,432 円	72,649 円
要介護2	788	25,342 円	50,684 円	76,026 円
要介護3	812	26,113 円	52,227 円	78,341 円
要介護4	828	26,628 円	53,256 円	79,885 円
要介護5	845	27,175 円	54,350 円	81,525 円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	負担額 (1割の場合)	算定回数等
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 単位	¥27/日	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	¥214/日	1 日につき（7 日間を限度）
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	¥128/日	1 日につき
初期加算	30 単位	¥32/日	1 日につき（入居した日から 30 日以内）
協力医療機関連携加算	100 単位	¥107/月	1 月につき
看取り介護加算	72 単位	¥77/日	死亡日以前 31～45 日以下
	144 単位	¥154/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680 単位	¥731/日	死亡日の前日及び前々日
	1,280 単位	¥1376	死亡日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	¥3/日	1 日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	¥5/日	1 日につき
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	¥160/月	1 月につき
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	¥128/月	1 月につき
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57 単位	¥61/日	1 日につき
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47 単位	¥50/日	1 日につき
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37 単位	¥39/日	1 日につき
医療連携体制加算（Ⅱ）	5 単位	¥5/日	1 日につき
退去時情報提供加算	250 単位	¥268	退去時
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	¥10/月	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	¥5/月	1 月につき
新興感染症等施設療養費	240 単位	¥257/日	1 月に 1 回連続する 5 日を限度として
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	¥107/月	1 月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	¥10/月	1 月につき
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	¥107/回	1 回につき（3 月に 1 回を限度）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	¥214/月	1 月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位	¥21/回	1 回につき（6 月に 1 回を限度）
栄養管理体制加算	30 単位	¥32/月	1 月につき
科学的介護推進体制加算	40 単位	¥42/月	1 月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	¥23/日	1 日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	¥19/日	1 日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	¥6/日	1 日につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×186/1000	左表のとおり 要介護度 により変動	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単 位数 （所定単位数）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位 ×178/1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位 ×155/1000		
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位 ×125/1000		
入院時費用	246 単位	¥263/日	1 日につき（1 月に 6 日を限度）
退去時相談援助加算	400 単位	¥428/回	1 人につき 1 回を限度
口腔衛生管理体制加算	30 単位	¥32/月	1 月につき

○夜間支援体制加算

…夜勤職員もしくは宿直員の数が一定以上の場合算定できる加算です。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算

…医師が認知症の行動などによって、在宅での生活が困難と判断した利用者が緊急で入所した場合に7日間を限度として算定できる加算です。

○若年性認知症利用者受入加算

…介護事業所に若年性認知症の利用者を受け入れて、担当スタッフを中心にニーズに応じたサービスを実施した場合に算定できる加算です。

○初期加算

…介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う支援を評価する加算です。

○協力医療機関連携加算

…協力医療機関を定め連携を行った場合に算定できる加算です。

○看取り介護加算

…老衰や疾病の回復の見込みがないと診断された方を、医師や看護師など多職種と連携をとって介護施設で看取りをする場合に算定できる加算です。

○認知症専門ケア加算

…認知症の介護について一定の経験を持ち、認知症ケアに関する専門的な研修を修了した職員がサービス提供を実施することを評価する加算です。

○認知症チームケア推進加算

…認知症の行動・心理症状に対する早期対応を評価する加算です。

○医療連携体制加算

…利用者に対し、適切な医療ケアを提供するための体制を整えている場合に算定できる加算です。

○高齢者施設等感染対策向上加算

…施設内で感染症が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行った場合に算定できる加算です。

○新興感染症等施設療養費

…新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで算定できる加算です。

○生産性向上推進体制加算

…見守りロボットや ICT 機器など生産性向上に関する取り組みを行った際に算定できる加算です。

○生活機能向上連携加算

…生活機能の向上を目的とした計画を作成し、計画に基づくサービスを行ったときに算定できる加算です。

○口腔・栄養スクリーニング加算

…口腔・栄養スクリーニング加算は、口腔スクリーニングに加え、栄養スクリーニングを実施する事業者が算定できる加算です。

○栄養管理体制加算

…管理栄養士が介護職員等へ助言・指導を行い栄養改善のための体制づくりを進めることで算定できる加算です。

○科学的介護推進体制加算

…LIFE（科学的介護情報システム）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイク

ルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

○サービス提供体制強化加算

…サービス提供体制を特に強化して基準を満たし、届け出を行った介護事業所に対して算定される加算です。

○介護職員処遇改善加算

…介護職員の処遇改善に向けた取り組みを行った際に算定できる加算です。

○入院時費用

…利用者が病院または診療所への入院を要した場合に算定できる加算です。

○退去時相談援助加算

…退去後の介護サービス等の相談援助を行い、地域包括支援センター等に利用者の介護状況を示す文書を提供した場合に算定できる加算です。

○口腔衛生管理体制加算

…歯科医師もしくは歯科衛生士と連携を行い口腔ケアを行った際に算定できる加算です。

※ 地域区分別の単価（2級地 10.75 円）を含んでいます。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 53,000 円
②食費（日額）	朝食 320 円 昼食 530 円 夕食 530 円 おやつ 200 円
③管理費 （水光熱費含）	月額 48,000 円 設備の保守点検、定期清掃費委託料、建物修繕費等に充当（共有部分を含む） 利用者が気持ちよく過ごしていただくための費用です。
④その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ※物品購入等、現金にて支払いが必要な場合に備え定額をお預かりします。管理している金銭の収支及び残高については報告致します。

※入院期間中においては、食材料費、水道光熱費については徴収しませんが、家賃は、徴収致します。

※外出泊中においては家賃、管理費は徴収いたします。食費に関しては準備させていただいた分を徴収させていただきます。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
--	--

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月１０日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。
③支払方法	ア) 指定された金融機関からの自動引き落とし（お手続きが必要です） イ) 当施設指定の金融機関への振り込み（手数料はご家族様で） 関西みらい銀行矢田支店 普通）１０９１０６４ 口座名義：社会福祉法人ふれあい共生会 理事長 川嶋 初音 フク）フレアイキョウセイカイ リジチョウ カワシマ ハツネ

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (5) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

退所を希望する日の７日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退所する事ができます。

 - ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
 - ②利用者が入院された場合。
 - ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。

- ④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - ⑤事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他のサービスを継続し難い重大な事情が認められる場合。
 - ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。
- (6) 事業所からの申し出により退所していただく場合。
- 以下の場合には、事業所からの申し出で退所していただくことがあります。
- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ②利用者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
 - ③利用者が、故意又は重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
 - ④利用者が病院に入院し、3 ヶ月以上経過した場合、又は明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
 - ⑤利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
 - ⑥入居者、またはその家族等による著しい迷惑行為（ハラスメント行為）があった場合。
- (7) 自動終了
- 以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援と判定された場合
 - ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

6 衛生管理等

①衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- ②食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	①医療機関名 医療法人 橘会 東住吉森本病院 所在地 大阪市東住吉区鷹合 3 丁目 2 番 66 号 電話番号 06-6606-0010 診療科 内科・外科・整形外科・脳神経外科 ②医療機関名 社会福祉法人ふれあい共生会 花嵐診療所 所在地 大阪市東住吉区矢田 6 丁目 8 番 7 号 電話番号 06-6699-9564 診療科 内科 ③医療機関名
	医療法人 五月会 平野若葉会病院 所在地 大阪市平野区瓜破 2-1-19 電話番号 06-6799-1010 診療科 内科・外科・整形外科・麻酔科・皮膚科・形成外科・泌尿器科・放射線科 ④医療機関名 長尾歯科医院 所在地 大阪市住吉区清水丘 3-10-4 電話番号 06 - 6671-5977

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は

速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
 ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合や、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 1 非常災害対策について

①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 施設長 川嶋初音 ）

②非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・12月）

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

①当ホームにおける苦情やご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者（窓口）：〔職名〕管理者 中平 俊介

○苦情解決責任者：〔職名〕施設長 時岡 誠吾

○受付時間：毎週月曜日～日曜日 9：15 ～ 17：30

○電話番号：06-6699-7700（グループホーム つむぐ）

②第三者委員について

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話しもできます。

当施設の第三者委員は、次のとおりです。

普門 大輔 氏（普門法律事務所 弁護士）

大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 船場センタービル 7号館 3階 電話番号 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608 受付時間 9：00 ～ 17：30（平日）
大阪市・東住吉区役所 介護保険担当	所在地 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 電話番号 06-4399-9859 FAX 06-6622-9999 受付時間 9：00 ～ 17：30（平日）
大阪府国民健康保険団体 連合会 介護保険室介護保険課 苦情相談担当	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通 FNビル内 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 9：00 ～ 17：00（平日）

おおさか介護サービス 相談センター	所在地 大阪市天王寺区高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター308 電話番号 06-6766-3800 FAX 06-6766-3822 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 大阪府中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 受付時間 10:00 ~ 16:00 (平日)

1 3 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	実施有
【実施した直近の年月日】	2025年3月22日
【第三者評価機関名】	一般社団法人 ぱ・まる
【評価結果の開示状況】	WAMNETにて開示

1 4 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページにおいて公開しています。

1 5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ

	の漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

1 6 虐待の防止について

事業所は、虐待防止に関する委員会の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 中平 俊介
-------------	-----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 8 地域との連携について

①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

②指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、こ

の項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。

- ③運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

19 サービス提供の記録

- ①指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

20 サービスの利用に関する留意事項

ご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

①面会について

面会時間 9:00 ～ 20:00

②持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

貴重品、現金、火器・刃物等の危険物

③施設・設備の利用上の注意

- (1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- (2) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復す、または相当の代価をご負担いただく場合があります。
- (3) 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- (4) 事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を禁止します。
- (5) 事業所の職員や他の利用者等へのハラスメントを含む迷惑行為は禁止します。
- (6) 事業所内での喫煙はできません。

21 残置物引取人について

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

入所契約が終了した後、契約者または「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

重要事項説明の年月日と入居年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
入居年月日	年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号
	法人名	社会福祉法人ふれあい共生会
	代表者名	川嶋 初音
	事業所名	グループホーム つむぐ
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	